

第

4560号



1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダスクラブFAXニュース

(2012年)平成24年 8月31日 金曜日

発行所

三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇩ 処分の理由附記の改正

Q：税務当局が行う処分の理由附記が改正されたようですが、どのようになったのですか？

A：次のようになりました。

【解説】

税務当局が行う処分（更正や決定等の不利益処分など）はこれまで、処分理由の提示（理由附記）は求められない一方で、各税法において青色申告の更正処分など一定の処分について理由の附記を行うこととされていました。

平成23年の税制改正では、処分の適正化と納税者の予見可能性の確保の観点から、理由附記が実施されることとなりました。

また、今回の改正では、これまで記帳義務及び記録保存義務が課されていない個人の白色申告者について簡易な記帳義務及び記録保存義務が課されることとなりました。

これは、記帳義務や帳簿保存義務が自ら税額を計算して申告納付する申告納税制度の基礎であるところ、パソコンやソフトなどの情報技術の進展により記帳がそれほど難しくなくなっていること、税務当局が適切な理由附記をするには記帳の保存と帳簿の記載が必要であることからこのような改正が併せて行われています。

なお、この改正は平成25年1月1日以後にする処分から適用になります。ただし、平成25年において記帳義務、記録保存義務がない個人事業者については適用されません。

